

概要版

# 潮来市 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(第7期：2018～2020)



平成30年3月

潮来市

# 計画策定の趣旨

## 策定趣旨

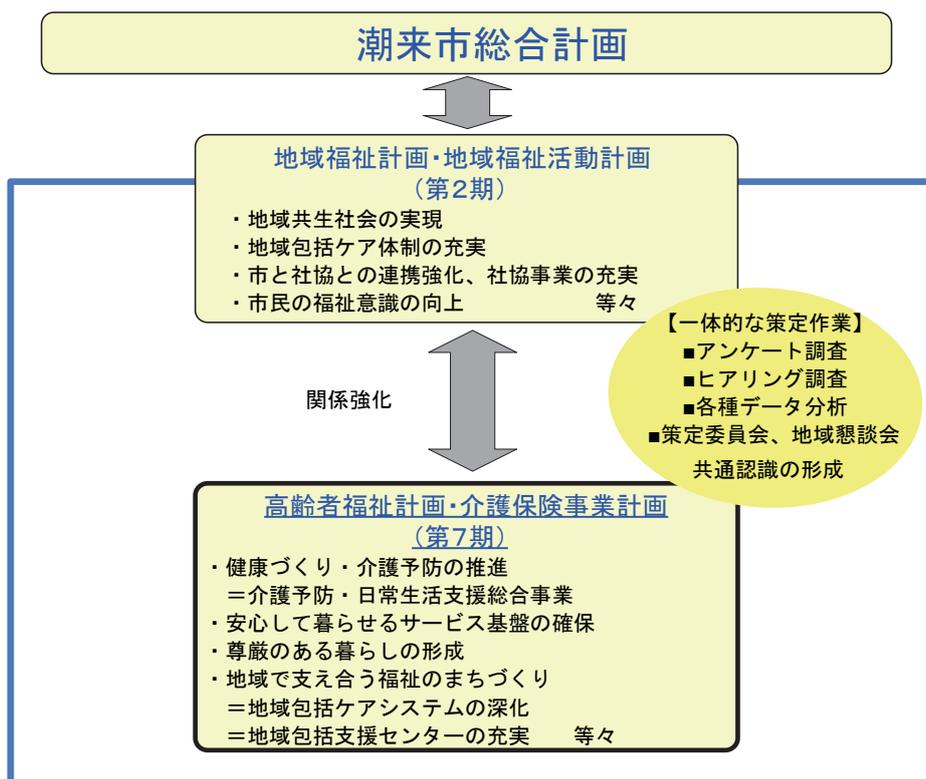
介護保険制度は、2000（平成 12）年度に介護を社会全体で支えていく制度として市町村が保険者となってスタートして以降、今日では介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らせるためのセーフティネットの役割として定着しています。

その一方で、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきています。そのため、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指していく必要があります。

今回、2018（平成 30）年度を初年度とする第7期計画の策定にあたっては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」をより深化させ、強化していきます。

本計画は『潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）』を上位計画として、地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えて、要介護者等の保健、医療、福祉に関する事項など、他の関連する諸計画とも整合を図りながら推進します。

### ■ 計画の位置づけ



# 計画の基本的な考え方

## ■■ 基本理念 ■■

# 自分らしく安心して暮らせる 潮来

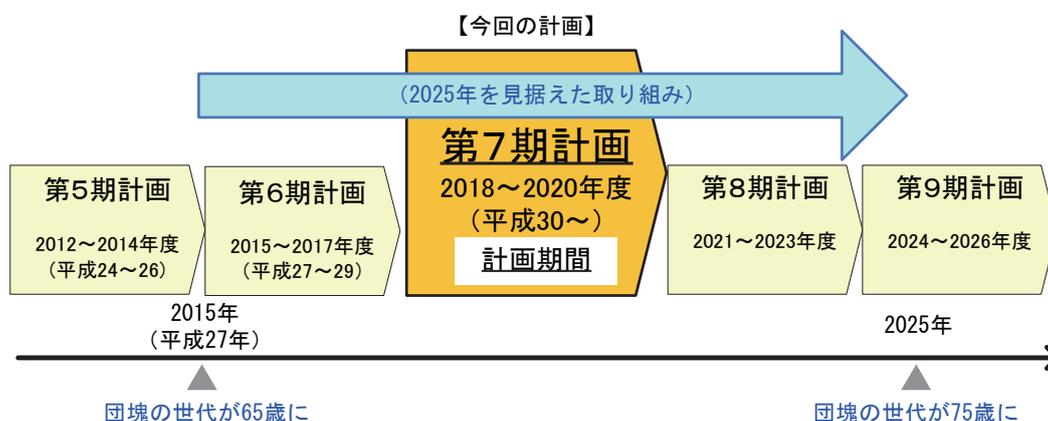
本計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、たとえ重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を目指すものです。

第7期計画では、地域共生社会の実現を目指し、高齢者がいきいきと活動的に生活し、また、介護が必要になっても住み慣れた地域で、温かなふれ合いと支え合いのなかで、安心した暮らしを続けられる社会の実現を目指します。

## ■■ 計画の期間 ■■

計画の期間は、2018（平成30）年度から2020年度までの3か年です。

なお、第6期計画以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の新しい事業を進める計画としていきます。

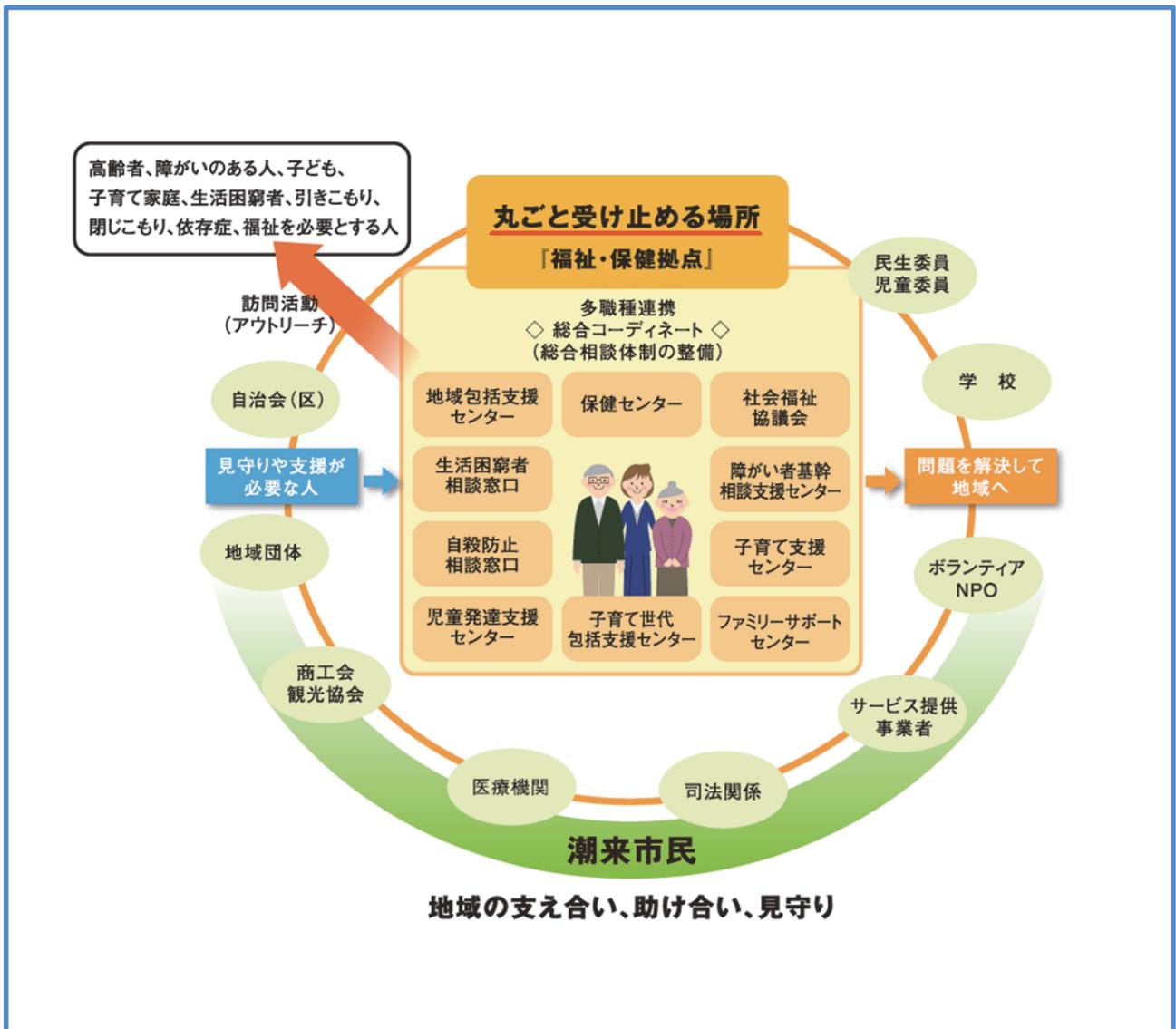


## 総合相談支援体制の整備に向けた取り組み

高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや制度の狭間にあるケースが発生しています。

複合化・複雑化している福祉課題に対しては、決して“がまんをさせない”“手遅れにさせない”“あきらめさせない”ことが大切であり、そのためには多職種が連携して総合コーディネートを行い、チームとして包括的・総合的な相談支援を行える体制づくりが必要です。そのため、本市においては、相談ごとを丸ごと受け止める場所『福祉・保健拠点』を整備し、市民の身近な地域において、解決を試みることができる体制を構築していきます。

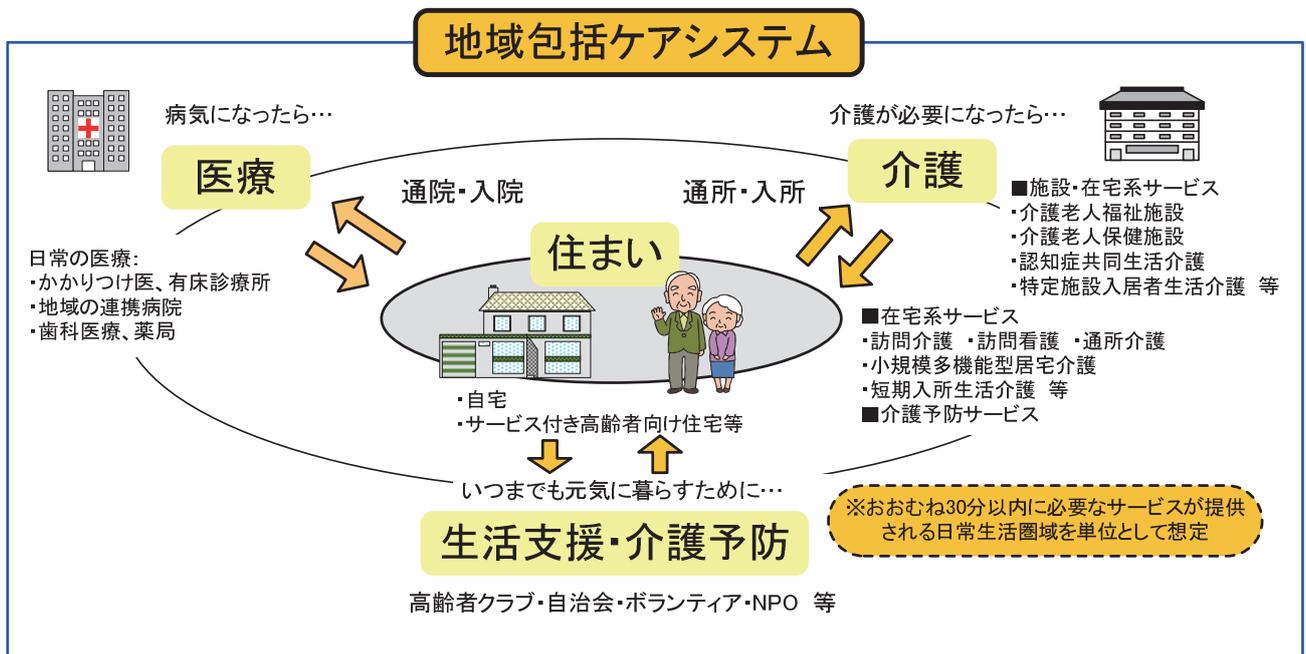
### ■ 総合相談支援体制の整備に向けたイメージ



# 地域包括ケアシステム推進・深化に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの推進・深化に向けては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業の充実に取り組む必要があり、本市においても、市民等による主体的な参画のもとに多様なサービスを充実させていきます。

## ■ 地域包括ケアシステム推進・深化に向けたイメージ



## I 在宅医療・介護連携の推進

- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- 高齢者の在宅生活を支える人材の育成・確保
- 多様で柔軟な介護サービスを提供する体制確保

## III 生活支援サービス・介護予防の充実・強化

- とともに支え、支えられる生活支援サービスの充実
- 生活支援サービスを提供する体制確保
- サロンなどを活用した介護予防事業の強化
- 高齢者の生活を支える多様な地域組織の育成

## II 認知症施策の推進

- 認知症初期集中支援チームの活動の推進
- 認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの体制整備
- 認知症施策の推進に向けた地域とのネットワーク強化

## IV 安心して暮らせる住まいの確保

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- 市民と協働して安心して暮らしやすい環境づくり



# 施策の展開

## 基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

高齢社会においては、多くの高齢者がいつまでも生きがいを持ち続け、できるだけ自立した生活を送れることが大切です。そのため、高齢者が住み慣れた家庭や地域において、健康でいきいきとした生活を送れるよう、日ごろから健康の維持・増進に努めるとともに、地域や社会の様々な場面で活躍できる場の創出に努めていきます。

また、介護予防が必要となる虚弱な高齢者を発見・支援する適切な介護予防ケアマネジメントを推進し、介護予防の取り組みを必要とする高齢者の把握に努めるとともに、高齢者一人ひとりが主体的に取り組むことができるよう、疾病や介護予防に関する知識の普及啓発に努め、できる限り介護を必要としない健康な高齢期を目指した活動に取り組みます。

1-1 生涯にわたる健康づくり・  
生きがいづくり

- (1) 保健事業の充実
- (2) 健康づくり活動の促進
- (3) 地域活動・生涯学習の推進
- (4) 就労の支援

1-2 介護予防の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

◆目標◆ シルバーリハビリ体操の延べ参加者数。 2016年度「3,627人」→2020年度「4,000人」

## 基本目標 2 安心して暮らせるサービス基盤の確保

在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、日常生活を支援する各種の在宅支援サービスが必要です。そのため、高齢者の生活環境や健康状態、支援の必要な状況などを総合的に判断し、必要とされるサービスを調整・提供できる体制を確保していきます。

また、介護保険制度のサービスについて、新たに必要とされる介護サービス基盤の充実・確保に努め、適切な制度の運用を図ります。

2-1 介護サービス基盤の確保

- (1) 居宅サービスの充実（介護保険サービス）
- (2) 地域密着型サービスの充実（介護保険サービス）
- (3) 施設サービスの充実（介護保険サービス）
- (4) 低所得者への配慮

2-2 介護サービス提供体制の充実

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 介護給付等の適正化の推進
- (3) 介護保険サービス等の苦情処理体制の充実
- (4) 指導・助言及び支援・評価体制の充実

2-3 生活支援サービスの充実

- (1) 在宅生活支援サービスの充実
- (2) 家族介護支援サービスの充実

◆目標◆ ふれあい・いきいきサロンの設置数。 2016年度「14か所」→2020年度「20か所」



## 基本目標 3 尊厳のある暮らしの形成

高齢者ができるだけ地域において自立した生活を送れるように、今後、増加が見込まれる認知症高齢者への専門的な介護サービスを提供するとともに、介護する家族の負担軽減を図っていきます。

また、住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、家族とともに安心して生活するために、認知症に関する地域の理解の促進を図り、認知症高齢者を支援する体制づくりを進めていきます。

### 3-1 認知症高齢者支援対策の充実

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 権利擁護の促進

### 3-2 高齢者虐待防止対策の推進

- (1) 早期発見・早期対応できる体制の整備
- (2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

◆目標◆ 認知症サポーター養成講座の延べ参加者数。 2016年度「1,112人」→2020年度「2,260人」

## 基本目標 4 地域で支え合う福祉のまちづくり

現在、高齢者や家族の身近な相談窓口として、介護保険サービスやインフォーマルサービスを調整する機能を持つ地域包括支援センターを中核機関に位置づけ、今後、この地域包括支援センター機能を強化しながら、本市における『地域包括ケアシステム』を構築していきます。

また、高齢単身世帯の増加といった世帯構造の変化や近隣関係の希薄化などを背景に、より地域での見守りや支え合いが必要となっているため、いざという時にも高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から地域福祉の充実したまちづくりに取り組みます。

### 4-1 地域包括ケア体制の充実

- (1) 地域包括支援センター等の運営
- (2) 地域包括ケアの推進

### 4-2 福祉のまちづくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の確立
- (3) 高齢者の住まいの確保
- (4) 福祉のまちづくりの推進

◆計画を点検・評価するため、以下の指標を設定して施策の推進を図ります。

◀指標1▶ 「地域包括支援センター」の認知度を上げる。 2017年度「62.2%」→2020年度「70.0%」

◀指標2▶ 「成年後見制度」の認知度を上げる。 2017年度「42.0%」→2020年度「50.0%」

◀指標3▶ 介護保険サービス利用者の満足度を上げる。 2017年度「64.2%」→2020年度「70.0%」

(「高齢者等実態調査」に基づく)



■ 所得段階別第1号被保険者保険料（第7期）

市町村民税	保険料段階	基準額に対する負担割合	年額	月額
世帯全員非課税	第1段階 ※ ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.50	29,700 円	2,475 円
	第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	44,550 円	3,713 円
	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額×0.75	44,550 円	3,713 円
(世帯本人非課税あり)	第4段階 ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がある）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	53,460 円	4,455 円
	第5段階（基準額） ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がある）かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00	59,400 円	4,950 円
本人課税	第6段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	71,280 円	5,940 円
	第7段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.30	77,220 円	6,435 円
	第8段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.50	89,100 円	7,425 円
	第9段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額300万円以上	基準額×1.70	100,980 円	8,415 円

※ 第1段階の基準額に対する負担割合は、基準額×0.45（年額 26,730 円）に軽減しています。

第1号被保険者は、保険料収入に必要な額を所得階層ごとの負担割合に応じて負担いただくという考え方で介護保険料を算定します。

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【第7期】  
（概要版）

発行・編集 / 潮来市 市民福祉部 高齢福祉課  
住所 潮来市辻626  
電話 0299(63)1111（代表）

